

長崎・大村市長反論「どんな支障きたすのか」

同性カップル住民票「修正せず」

続き柄「夫(未届)」総務相「実務上問題」



会見する長崎県大村市の園田裕史市長=いずれも9日、大村市役所、榎場勇太撮影



総務省の見解について会見する、同性カップルの松浦慶太さん(右)と藤山裕太郎さん

長崎県大村市が5月、同性カップルに対し、続き柄の欄に「夫(未届)」と記した住民票を交付したことをめぐり、松本剛明総務相は9日の閣議後の会見で、「実務上の問題が生じる恐れがある」との見解を示した。これに対し、大村市の園田裕史市長は「記載を修正することはない」と反論。疑問点を総務省に問う考えも示した。

市は5月、世帯主と同居するパートナーの続き柄欄に、事実婚関係であることを示す「夫(未届)」と記載した住民票を交付。市側は「自治事務として市の裁量の範囲内で、住民に寄り添った対応」と説明した。市は記載が誤りだったのか、総務省に問い合わせた。同省は今年8日に文書で「公証資料である住民票の写しを交付する

るための公証資料」と説明する。男女の事実婚カップルと同性カップルを同じ続き柄にした場合、「各種社会保障の窓口で、住民票の写しの続き柄のみで適用の可否を判断することができなくなる」(松本氏)と主張する。また、回答はあくまで「助言」であり、記載するかどうかの判断は自治体に委ねるという。

これに対し、大村市の園田市長は、この回答に「いくつか疑義がある。納得できていない」などとして、修正しない考えだ。総務省へ再質問することも明かした。再質問では「各種社会保障の窓口では、他の提出書類や聞き取りなどから総合的に判断する。住民票の続き柄のみで判断しなければならぬ社会

専門家「支障想定できない」

大村市に続き、同性パートナーの住民票に、異性間の事実婚と同じ表記を導入することを決めた栃木県鹿沼市と香川県三豊市は静観の構えだ。いずれも担当者は「自治体

の裁量の範囲内で可能と判断して導入した。現時点で変更は考えていない」と取材に答えた。一方、導入を検討中の東京都世田谷区は「判断に大きな影響がある。弁

護士にも法的な助言を求めている」とした。同性パートナーをめぐっては、最高裁が今年3月、異性間の事実婚と同様に、犯罪被害者等給付金支給法に基づく遺族給付の対象になり得るとの初判断を示した。超党派の「LGBTに関する課題を考える議員連盟」(会長・岩屋毅元防衛

相)は6月、他の法令における同性パートナーへの適用について、検討を加速するよう林芳正官房長官に申し入れた。日本大学の鈴木秀洋教授(行政法)は「住民基本台帳の続き柄のあり方は、国が本来果たすべき仕事を委ねる法定受託事務ではなく、自治体に裁量がある」と指摘。「住

民票には性別欄もあり、同性カップルか否かは容易に判断できる。大きな「実務上の支障」は想定できない」という。そのうえで「政府がなすべきは、異性の実事婚との間で差別的な取り扱いが生じている現状を、速やかに解消することだ」と話す。(階堂友紀)